



# Updated Information

on Laws, Rules, and Other of the Related Ministries

TMI Associates, Yangon Office

Feb. 15, 2021, Newsletter

## 2月1日政変後のミャンマービジネス：リーガル面での留意点 ～資産の保全、不可抗力、経済制裁、労務、コンプライアンス～

### クーデターで、資産は国有化？

今後のミャンマーでのビジネスを考えるにあたっては、現実には起きている事態を客観的かつ冷静に把握して分析し、選択肢を考えていくことが必要です。

まず、お客様から頂くご質問として、クーデターにより資産が接収される可能性はあるのか、というものがあります。非常に回答することが難しいご質問ですが、本項ではこの点に関する法令の規定をご説明します。

国家非常事態について規定したミャンマー憲法 420 条は、非常事態宣言中において、国民の基本的権利を停止又は制限することができるとしています。しかしながら、憲法の国家非常事態宣言の規定も、一時的に権利制限を許容しているのみであり、私有財産権の原則（憲法 37 条）自体を否定しているわけではないといえます。

また、実際上も、2月1日に発せられた通知（国軍司令官府 Notification No.1/2021）において、「COVID-19 パンデミックからのビジネスの回復の早急な実施」を、国家非常事態宣言下で実施すべき項目として挙げており、同日以降発表された組閣においても、軍政ながらも経済開放に取り組んだテイン・セイン政権時の閣僚が複数任命されていることなどを考えると、投資にかかる財産の収用、国有化というリスクは、現状では極めて低いといえるでしょう。

なお、日本とミャンマーの間では、日緬投資協定が締結されており、同協定 13 条 1 項では、ミャンマー政府（一方の締結国）は、日本（他方の締結国）からの投資について、同条の定める例外（①公共目的、②差別的取り扱いでないこと、③迅速、適当かつ実効的な補償があること等）に該当しない限り、投資財産の収用や国有化をしてはならない旨が規定されています。同協定では、緊急時の例外規定があり、また、個別の投資者がミャンマー政府の義務違反を主張することは現実的ではない面もありますが、少なくとも、ミャンマー政府が日本からの投資を保護する義務を、条約上負っているという点は指摘することができます。

## クーデターと不可抗力（Force Majeure）条項

今回の政変と関連して契約上の義務の履行が妨げられた場合、まずは、契約上の不可抗力に該当するかを検討することになります。

例えば、ODA 案件等で一般に使われる FIDIC Pink Book 2010（MDB Harmonised Edition）（以下、「FIDIC」といいます。）19.1 条では不可抗力の要件が以下のように定められています。

- ① 当事者の制御（control）を超えていること
- ② 当事者が契約締結前に合理的に対処（provided against）できなかったもの
- ③ 発生後に当事者が合理的に回避又は解決できなかったもの
- ④ 実質的に他方当事者に起因（attributable to）しないもの

不可抗力条項においては、不可抗力の定義に加え、具体的な不可抗力事由が列挙されているケースも多くあります。具体的な不可抗力事由は、単に定義内容を説明する例として挙げられている例が多いですが、以下の FIDIC19.1 条が挙げている事情は、例示でありつつも、追加費用請求の根拠としても機能します（FIDIC19.4(b)）

- (i) 戦争、敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、侵攻、外国敵国の行為
- (ii) 反乱、テロ、サボタージュ（請負人側の人員によるものを除く）、革命、暴動（insurrection）、軍による行動若しくは略奪行為（military or usurped power）又は内戦
- (iii) 暴動（riot）、動乱（commotion）、混乱（disorder）、ストライキ又はロックアウト（請負人側の人員によるものを除く）
- (iv) 軍需品、爆発物、電離放射線、放射線による汚染（請負人によるこれらの使用の意場合を除く）
- (v) 地震、ハリケーン、台風、火山活動等の自然災害

不可抗力条項の要件に該当する場合でも、これを主張するためには、不可抗力により義務の履行が妨げられた後、契約書が定める一定の期間内に、一定の方法（書面で不可抗力により義務が履行できない状況を報告するなど）での通知等の手続を経る必要があるため、注意が必要です。

## 経済制裁の案件への影響

米国は、国軍関係者を中心とした経済制裁を発表しており、日本企業としては、まずは、報道や OFAC のサイトでの検索を通じ、自己の JV パートナーや取引先が、SDN（Specially

Designated Nationals) リストにおいて指定される制裁対象者（制裁対象者が 50%以上の持分を有する組織を含む。）に該当するかを継続的に確認することが求められます。

なお、アメリカ経済制裁について解説している 2021 年 2 月 4 日付け弊所ニュースレター「ミャンマー政変後のビジネスの留意点 ～アメリカ経済制裁とは何か～」も併せてご参照ください。

[https://www.tmi.gr.jp/uploads/2021/02/05/Updated\\_Information\\_04022021.pdf](https://www.tmi.gr.jp/uploads/2021/02/05/Updated_Information_04022021.pdf)

## **混乱期だからこそ、コンプライアンスという思考軸を**

ミャンマーでは、本稿執筆時点（2 月 15 日）において、多くのデモや軍政に対する抗議活動が行われており、例えば以下のような従業員からの申し出があったという例も耳にします。

- ① 会社を休んで、デモに参加したい。
- ② 軍政に税金を払いたくないので、給与から源泉した所得税を納付しないでほしい。

確かに、国の将来のためにと危険を伴うデモに参加し、自ら行動しようとするミャンマー人の姿には、駐在員としても心動かされる面があるかもしれません。他方で、現地法人をマネジメントする立場としては、法令に従った冷静な判断が必要とされるといえます。

例えば、上記①の例では、会社の勤務との関係では休暇の申請が必要となります。有給休暇が残っていれば休暇を取ることができますが、これを超える場合は、無断欠勤という扱いになるでしょう。

有給休暇の取得についても、例えば〇日前までに申請するという社内ルールがあれば、その手続きに従うべきといえますし、業務上の必要性から、休日を調整する必要がある場合は、会社側が特定の政治的立場に基づいて行動していると誤解を受けることのないように、業務の具体的な必要性を示して説得することが求められるでしょう。

業界によっては、従業員が集団で職務をボイコットする例も出てきているようです。これを法的に評価することは難しい面がありますが、労働組合法 41 条(d)は、労働に関する事項（賃金、給与、福利厚生、勤務時間、その他職業的利益に関する事項）と関連のないストライキは許容されないとしています。

また、②の例では、源泉徴収した所得税について、今回の政変後も税法には変更はなく、会社は引き続き、これを納付する義務を負っています。

駐在員としては、従業員に理解を示しつつも、法令遵守という観点から冷静に状況を分析し、対応していくことも求められるでしょう。他方、ミャンマーの現在の状況は非常時であり、最終的

には貴社の駐在員、スタッフの安全を最優先に考え、現地の判断と裁量で柔軟な対応をできるように本社としても協力することが求められるといえるでしょう。

- ※ 本件で取り上げた法律、契約書の条文に関する内容は要約であり、実際の案件の処理にあたっては、原文にあたって検討される必要があります。また、本稿は一般的な情報提供であり、具体的な案件についてアドバイスするものではありません。
- ※ 上記の内容は2月15日時点の情報に基づいて作成したものです。ミャンマーの現在の状況は流動的であり、外務省、在ミャンマー日本大使館からの最新の安全情報に基づいて行動する必要があります。

TMI 総合法律事務所ヤンゴンオフィス  
弁護士 甲斐 史朗  
弁護士 生駒 大典

## TMI Associates Services Co., Ltd.



<https://www.tmi.gr.jp/about/bases/yangon-office.html>

[yangon@tmi.gr.jp](mailto:yangon@tmi.gr.jp)

+95(0)1-8255-047、+95(0)1-8381-101

#105, Prime Hill Business Square, No.60, Shwe Dagon Pagoda Road,  
Dagon Township, Yangon, Myanmar